

賃貸物件用不動産にかかるお借入れの繰上返済手数料に対する 「消費税」のお取り扱いについて

各位

今般、当金庫が取り扱っている賃貸物件用不動産にかかるお借入れの繰上返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、消費税相当分を頂いていることが判明しました。

これを受け、当金庫では、本手数料を頂いたお客様を対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いていた金額に、お支払い頂いた日からご返還日までの期間の法定利息 3%（2020年3月31日以前にお支払い頂いた場合は6%）を加えてご返還させて頂くことと致しました。

大変なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以下のお客様につきましては、速やかに対応させていただきますので、お心当たりのあるお客様は取引店もしくは以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

[対象となるお客様]

- ・2007年3月1日（月）～2021年9月30日（木）の間に賃貸物件（アパート等）の取得や新築を目的に借入し、同期間内に繰上返済によって手数料をお支払い頂いたお客様。
- ・定額の繰上返済手数料（「30,000円+税」「50,000円+税」）のみお支払い頂いたお客様、住宅ローンの繰上返済のお客様は返還対象とはなりません。

○お問い合わせ先

千葉信用金庫 お客様相談室

Tel.0120-013-565（平日9:00～17:00）

以上